

河南町防犯灯設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、夜間における住民の安全を図るため、地区に対して、防犯灯の設置費用について補助することを目的とする。

(補助対象)

第2条 町長は、次に該当する防犯灯の設置費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 地区が所有し、かつ維持管理するもの
- (2) 電柱、鉄柱等に設置された発光ダイオード(以下「LED」という。)を使用した防犯灯

(補助金)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で防犯灯の設置に要した費用以内(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)とし、その費用額1灯につき次の各号に定める額を限度に交付する。

- (1) LEDを使用した防犯灯を新設する場合 30,000円
- (2) 既設防犯灯の器具をLEDを使用した防犯灯に取り替える場合(電球のみの取替えは除く) 15,000円
- (3) LEDを使用した防犯灯が破損し、取り替える場合 15,000円

(交付申請)

第4条 補助金を受けようとする地区の区長(以下「申請者」という。)は、河南町防犯灯設置費補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 防犯灯設置箇所図
- (2) 施工業者の請求書及び領収書の写し
- (3) 設置器具及び施工前、施工後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(申請の時期)

第5条 補助金の交付申請は、毎年1月から12月までに設置した分を翌年1月4日から15日までに行うものとする。ただし、1月から6月までに設置した分を7月

1日から15日までに交付申請することができるものとする。

(補助金交付の通知)

第6条 町長は、第4条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類審査、その他必要に応じた実地調査を行った後、その適否を審査し、交付額を決定のうえ、河南町防犯灯設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、河南町防犯灯設置費補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金返還)

第8条 申請者が次の各号に該当するときは、町長は、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請等不正に補助金を受けたとき
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 施行日前に設置した防犯灯については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

2 LEDでない防犯灯器具をLEDの使用した防犯灯に取り替える場合、改正後の河南町防犯灯設置費補助金交付要綱第3条第2号の規定は、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の河南町防犯灯設置費補助金交付要綱第3条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後の取替えから適用し、同日前の取替えについては、なお従前の例による。